

自然災害（台風）等の対応について

愛媛県立西条農業高等学校

- 1 登校開始の時点で西条市に、特別警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報のうちいずれか一つが発令されていれば自宅待機。又は避難を行う
 - (1) 正午までに解除された場合は、安全に配慮して登校する。
 - (2) 正午までに解除されない場合は、臨時休校とする。

ただし、考査中等で終業時間が早い日については、別途連絡する。

- 2 西条市外の生徒は、居住市に上記の警報が発令されている場合は、西条市の状況いかにかわらず、自宅待機とする。ただし、居住市の上記の警報が解除され、西条市に警報が発令されていない場合は、登校する。

- 3 登校開始の時点で警報が発令されていない場合でも、台風等の状況により警報になりそうな場合やその他の理由（地震・火災等）で危険がある場合は、保護者の判断により自宅待機とする。（保護者から担任へ要連絡）

- 4 詳細については、マチコミメール、Teams、ホームページ等で連絡をする。

- 5 長期休業中や休業日の部活動及びその他の活動（実習・課外等）は、午前7時の時点で1に示した警報等が出ている場合は登校しない。

- 6 上記により判断し、原則として学校へは問い合わせをしない。